

兵庫県公報

令和3年3月5日 金曜日 第187号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

- | | |
|--|---|
| ○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課） | 1 |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 2 |
| ○ 平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部
改正（建築指導課） | 3 |

公 告

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 4 |

選挙管理委員会告示

- | | |
|---|---|
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、
政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 4 |
| ○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程 | 5 |

公安委員会規則

- | | |
|----------------------------|---|
| ○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 | 8 |
|----------------------------|---|

公安委員会告示

- | | |
|-------------------|---|
| ○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱 | 9 |
|-------------------|---|

正 誤

- | | |
|-----------------------|---|
| ○ 令和2年12月2日付け兵庫県公報号外中 | 9 |
|-----------------------|---|

公布された法令のあらまし

●兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

専門的又は広域的な対応が必要な事案への対処能力及び県下全域における初動対応能力等を強化するため、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林予定森林の所在場所
朝来市和田山町三波字日後山3132、字段山3133の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日後山3132（次の図に示す部分に限る。）、字段山3133の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
東二見	ます網漁業	別記	5月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1人	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月15日から同年4月15日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日から令和6年3月31日までとする。

別記 操業区域

基点1より204度50メートルの線から基点2より204度50メートルの線に至る間の海面及び基点3より125度100メートルの線から基点4より125度100メートルの線に至る間の海面

基点1 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ500メートルの点

基点2 南二見埋立地南西角より護岸に沿い東へ1,000メートルの点

基点3 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ110メートルの点

基点4 南二見埋立地東北角より護岸に沿い南へ530メートルの点

~~~~~

## 兵庫県告示第200号

平成16年兵庫県告示第110号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中「第52条第1項第7号」を「第52条第1項第8号」に改める。

## 公 告

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町中村字石田12番1の一部、13番1、15番、15番2、18番1、19番1、20番1、22番、13番1地先里道、15番地先水路、22番地先水路

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東今宿三丁目2番11号

株式会社たか屋 代表取締役 鎌田 経彦

## 3 許可年月日及び許可番号

令和2年11月16日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-28-2号（1たつの）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三